

安城市上下水道料金システム更新業務に係る公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、上下水道料金システム更新業務委託について、当該業務の目的及び内容に最も適した業者を選定するため、公募型プロポーザル方式を実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

2 業務概要

(1) 業務名

安城市上下水道料金システム更新業務

(2) 業務内容 次の仕様書のとおりとする。

ア 別紙「安城市上下水道料金システム更新業務 要求仕様書」

イ 別紙「安城市上下水道料金システム更新業務 機能要件一覧表」

(3) 業務場所

安城市桜町18番23号 安城市役所及び受注者所在地

(4) 履行期間

契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで。

※運用・保守については履行期間後も年度ごとに別途契約予定。

(5) 提案上限額

76,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 実施形式

書類選考及びプレゼンテーション審査による公募型プロポーザル方式

4 参加資格

本プロポーザルに参加する者は、次の応募要件を満たし、参加表明書（様式第1）等を提出後、発注者から参加資格決定通知書（様式第3）にて参加資格を有するとされた事業者に限る。

(1) 応募要件

ア 本プロポーザル公告日までに給水人口が10万人以上の水道事業者において稼働実績のある自社開発パッケージ製品におけるシステム構築の契約実績があること。

イ 次に掲げる公的認証をすべて取得している法人であること。

（ア）JIS Q 15001 プライバシーマークまたはISO 9001

（イ）ISO 27001 情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）

ウ 安城市契約規則第5条第3項に基づく競争入札参加資格名簿（委託）に掲載

されている者。

エ 次に掲げる事項のいずれにも該当していないこと。

(ア) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者。

(イ) 公告日から契約締結日までに、安城市工事請負契約等に係る入札参加資格停止要綱に基づく入札参加停止を受けている者。

(ウ) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者。

(エ) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者。

(オ) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者。

(カ) 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年を経過しない者及び参加表明の日から前6月以内に手形若しくは小切手の不渡りがあった者。

(キ) 次のいずれかに該当する者

a 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められる者。

b 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下、この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者。

c 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者。

d 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者。

e 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者。

5 審査日程

公告日	令和7年1月17日（金）
実施要領・仕様書 閲覧開始	※実施要領・仕様書・様式等は安城市ホー

参加表明書・質問書 受付開始	ホームページ上に掲載する
質問書 受付期限	令和7年1月24日（金）午後5時必着
質問書 回答期限	令和7年1月30日（木）まで
参加表明書 提出期限	令和7年2月 4日（火）午後5時必着
参加資格決定通知	令和7年2月 7日（金）まで
企画提案書等 提出期限	令和7年2月28日（金）午後5時必着
企画提案会	令和7年3月中旬予定 ※開催2週間前までに全参加事業者へ通知
審査結果通知	令和7年3月中旬予定
契約交渉期間・契約締結	対象事業者と審査結果通知時に調整

※ 発注者都合により日程変更がある場合はすべての参加事業者へ連絡する。

6 参加表明書の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、令和7年2月4日（火）午後5時までに参加表明書（様式第1）等を提出すること。提出は持参又は郵送で受け付けるものとするが、提出期限内必着を厳守すること。

（1）提出先

安城市役所西庁舎1階 水道業務課料金係

（2）提出期限

令和7年2月4日（火）午後5時必着

（3）提出書類

ア 参加表明書（様式第1）

イ 会社概要（任意様式、会社パンフレット等）

基本的な会社概要、公的認証の取得状況及び在籍する技術者の有資格状況等がわかる資料とすること。

ウ 同種業務の実績一覧（様式第2）

上下水道料金システム導入実績を1件以上記載すること。

本プロポーザル公告日までに給水人口が10万人以上の水道事業者において稼働実績のある自社開発パッケージ製品におけるシステム構築の契約実績を1件以上記載すること。

受注者であることが証明できる文書及び業務の内容がわかる文書の写しを添付すること。

エ 4 参加資格（1）イを証する証書の写し

（4）留意事項

参加表明書の提出をもって、本要領記載内容を承諾したものとみなす。

7 参加資格決定通知の送付

発注者は、参加表明書等を提出した事業者に対し、その内容を審査及び必要に応じて選考し、令和7年2月7日（金）までに参加資格決定通知書（様式第3）を電子メールにより通知する。

（1）審査基準

参加事業者からの提出書類により審査を実施する。

（2）留意事項

本業務に関係ないとみなされた資格、同種業務及び実績については無効とし審査の対象としない。

8 質問書の提出

本プロポーザルに関する質問の受付は次のとおりとする。なお、審査及び評価に関する質問並びに回答に対する再質問は一切受け付けない。

（1）質問受付期限

令和7年1月24日（金）午後5時必着

（2）質問方法

事務局へ電子メールにて質問書（様式第4）を送付すること。電話での質問には応じない。また、電子メール送信の際は件名に「安城市上下水道料金システム更新業務」の文字列を含めること。

9 質問書への回答

（1）質問回答期限

質問に対する回答は、質問者の名称等を伏せて令和7年1月30日（木）までに安城市ホームページに掲載する。

（2）質問回答の取り扱い

質問に対する回答内容は、本要領又は要求仕様書、機能要件一覧表等の追補として取り扱う。

10 参加表明後の辞退

参加表明書提出後に参加を取りやめる場合は、辞退届（様式第5）を令和7年2月14日（金）までに事務局へ提出すること。提出は持参又は郵送で受け付ける。参加辞退は自由であり、辞退したとしても以後不利益な扱いは行わない。

11 企画提案書の提出

発注者が参加要件を有すると判断し、参加資格決定通知書を受領した事業者については、令和7年2月28日（金）午後5時までに企画提案書を提出すること。提

出は持参又は郵送で受け付けるものとするが、提出期限内必着を厳守すること。

また、提出書類作成の際には、本要領に記載された作成の要領に沿ったものとする。

(1) 提出先

安城市役所西庁舎 1 階 水道業務課料金係

(2) 提出期限

令和 7 年 2 月 2 8 日（金）午後 5 時必着

(3) 提出書類

ア 企画提案書（表紙）（様式第 6）

イ 企画提案書（本編）（任意様式）

ウ 機能要件一覧表（様式第 7）

エ 見積書及び明細書（任意様式）

提案内容に係る経費を以下の通りに区分し、漏れなく計上すること。

（ア）提案上限額を上限とする本業務の見積書及びその見積金額の積算根拠となる内訳書。

（イ）本業務完了後 5 年間（令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日）の運用保守に係る経費について、年度ごとの見積書及びその見積金額の積算根拠となる内訳書。

オ その他付属資料（任意様式）

(4) 提出方法・部数

ア 表紙に様式第 6 を使い、すべての書類を紙製ファイルに綴じること。

イ 正本を 1 部、正本を複写した副本を 8 部提出すること。なお、正本には代表者印を押印すること。

ウ 提出する書類の電子データを記録した DVD 媒体を正・副各 1 枚提出すること。

(5) 留意事項

ア 要求仕様書に記載された要件を満たす又は満たすための代替案を用いたシステム構成で提案すること。

イ 要求仕様書に記載のない事項であっても、本業務に必要であると思われる仕様もしくは本市・本市職員の業務遂行にメリットがあると思われる仕様があれば積極的に提案すること。ただし、これに係る費用は提出する見積額に含むものとする。

ウ 企画提案書に記載された内容は、特に明記がない場合は受注後に追加経費を伴わず実施する意向があるものとする。追加経費の必要なオプションとしての提案、本業務では実装しないが将来的に選択できる提案等はその旨を明記すること。

エ 金額は全て税抜表示とすること。

1.2 企画提案書作成の要領

企画提案書は以下の構成とすること。

- (1) 用紙は原則A4判（縦・両面印刷）で作成し、表紙・目次は除き30ページ以内（両面1枚で2ページ分）でページ番号を付して部単位で綴じること。各ページ様式は任意とする。
- (2) 文字サイズは11ポイント以上とすること。ただし、図表や注記等についてはこの限りでは無い。
- (3) 図表等の表現の都合上、用紙の方向を一部変更したり、記述を一部縦書きとしたりすることは差し支えない。また、A3判の図版がある場合は、横向き・片面印刷でA4判に織り込むことで可とするが、2ページ分として取り扱う。
- (4) 稼働までの構築スケジュールは、作業の依存関係を整理した上でWBS（作業分解構造図）を作成し、A4判もしくはA3判横向きの形式1枚にまとめること。
- (5) 構築及び移行作業スケジュールの提示にあたっては、以下の前提条件に留意すること。
 - ア 新システムの本運用開始日は令和8年4月1日とする。
 - イ 本運用開始前後に現行システムとの並行稼働期間を十分にとること。なお、現行システムは令和8年3月末までの稼働となる。
- (6) 企画提案書本編の内容は任意とするが、別紙「評価基準」の項目を参考に構成すること。また、以下に関する提案内容は含まれるようにすること。
 - ア システム概要、プロジェクト体制、システム全体像と構成
 - イ 全体スケジュール（設計、構築、移行、運用、研修）
 - ウ 運用・保守フェーズでの保守対応範囲
 - エ 災害発生時のシステム継続性

1.3 機能要件一覧表作成の要領

機能要件一覧表（様式第7）を使用し、項番ごと対応状況を記入し、必要に応じて補足欄に記入すること。

(1) 対応回答欄の記入方法

回答	記入記号
提案システムの標準機能により対応可能	○
代替システム、運用等により対応可能	□
提案システムのカスタマイズ、オプション機能等により対応可能	△
対応不可能	×

- (2) 必須の欄に「必須」と記載がある項目は必須機能となる。必須機能全てを実現できる（対応回答欄を△以上とする）システム構成で提案を行うこと。

1.4 企画提案会（プレゼンテーション）

企画提案書の提出後、以下のとおりプレゼンテーション及び質疑応答を行う。

- (1) プレゼンテーション及び質疑応答は、令和7年3月中旬に安城市役所で開催する。詳細な日程は開催2週間前までに全参加事業者へ通知する。
- (2) プレゼンテーションの持ち時間は60分程度（準備5分、プレゼンテーション40分、質疑応答10分、片付け・退出5分）を予定しているが、正確な時間については日程の事前通知時に決定する。
- (3) 出席者は主となる説明者を含め5名以内とする。ただし、本業務に携わる者を最低1名含め、主たる説明は本業務に携わる者が行うこと。
- (4) 動作確認を目的としたシステムデモは下記項目をプレゼンテーションに含めること。システムデモは、各参加事業者が用意するパソコンにて実施する。

ア 給水：申請受付の入力から承認までの手順

イ 下水：開始届の入力手順

ウ 料金：決算資料作成に必要なデータ抽出の手順

水道料金単価・口径別比較表、水道料金収納状況一覧表、納付方法別
収納件数

(5) 留意事項

- ア 企画提案会は選定委員、事務局職員、関係課オブザーバーを除き非公開で実施する。
- イ 説明は提出書類に記載された内容に限るものとし、説明用のスライドを除く追加資料の持込は控えること。
- ウ 質疑に対する応答は、企画提案会内で応答し、持ち帰りはしないようにすること。
- エ スクリーン、スクリーンへの投影装置（プロジェクター等）、投影装置接続コード（HDMI端子）及び電源タップは事務局が用意するが、パソコン等のその他機器については、必要に応じて各参加事業者が用意すること。
- オ プレゼンテーションにて用いたスライド、動画、その他資料等は、企画提案会後にCD・DVD等の電子媒体で提出するものとする。
- カ プレゼンテーション前にシステム操作確認のため、パソコンの貸与を依頼した場合は提供に協力すること。

1.5 選定委員会

選定委員会に属する選定委員は、参加資格審査、企画提案会及びその審査に参加

し、本業務について適切に審査を行える者を選定する。

1 6 優先交渉権者の選定

優先交渉権者の選定は以下のとおり行う。

- (1) 本プロポーザルは選定委員会によって優先交渉権者を選定する。
- (2) 選定委員会は、別紙「評価基準」記載の評価項目について、提出された企画提案書、提案価格、企画提案会のプレゼンテーション及び質疑応答の内容を公平かつ客観的に評価し採点を行い、審査を実施する。
- (3) 企画提案会後の選定委員会にて、各選定委員の「評価基準」の点数の合計が高い者から順位をつけ、第1位と判定した委員を多く獲得した者を優先交渉権者、2番目に多く獲得した者を次点者とする。
- (4) 第1位と採点した委員が同数である場合は、その者のうち第2位をより多く獲得した者を優先交渉権者とする。ただし、第1位の数及び第2位の数が同数であった場合、各選定委員の合計点を集計した点数が高い者を優先交渉権者とする。
- (5) 第1位及び第2位の数が同数並びに各選定委員の合計点が同点である場合は、「見積額」の低い者を上位とする。ただし、「見積額」も同一の場合は、選定委員会の採決により選定する。
- (6) 各個別の項目において、必須要件が満たせない又は評価すべきものがない等、著しく低い点数がある場合は、優先交渉権者及び次点者とはならないものとする。
- (7) 参加事業者が1者の場合であっても企画提案会を実施し、獲得した点数の合計が著しく低い場合又は各項目において著しく低い評価となる場合を除き、当該事業者を優先交渉権者とする。
- (8) 選定後は、速やかに優先交渉権者へ選定された旨を通知するとともに、選定されなかった参加事業者にもその旨を通知する。また、審査結果は安城市ホームページに掲載し公表する。なお、選定結果に対する問い合わせ及び異議申し立てには応じない。

1 7 契約

- (1) 本プロポーザルにより優先交渉権者として選定された者と契約協議の上、提案上限額の範囲内で委託契約を締結する。ただし、優先交渉権者として選定された者が参加資格要件を満たさなくなったとき、辞退したとき、その他契約を締結することができないやむを得ない事由により契約協議が成立しないときは、次点者と契約協議を行うものとする。
- (2) 委託契約締結にあたり、発注者と協議の上、仕様書の確定を行うものとする。なお、仕様書の内容は、「要求仕様書」及び「企画提案書」の内容を基本とするが、協議の結果、必要があれば訂正、追加、削除等を行うものとする。

1 8 提出書類の取り扱い

本プロポーザルに係り事業者から提出する資料・媒体は以下のとおり取り扱うものとする。

- (1) 提出書類の作成に関して使用する言語は日本語、通貨単位は円とする。
- (2) 提出された資料及び媒体は、審査の結果にかかわらず返却しない。
- (3) 提出後の資料の追加及び変更は認めない（誤字脱字程度の軽微な修正については除く）。ただし、発注者が審査に必要と判断した場合は、追加で書類の提出を求める場合がある。
- (4) 提出書類は、本プロポーザルにおける事業者選定に係る業務のみ使用する。
- (5) 郵送または電子メールによる提出の場合、提出期限内に電話等で到着の確認を行うこと。発注者は郵便事故等による提出期限内不着の責任を負わない。
- (6) 電子メール送信の際は、電子メールの件名に「安城市上下水道料金システム更新業務」の文字列を含めること。
- (7) 提出書類の中で、記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合及び虚偽の内容が記載されている場合、原則として提出書類を無効とし、審査の対象としない。

1 9 失格の条件

以下の条件に該当する場合、失格になるので留意すること。

- (1) 提出書類に不備、不足がある。
- (2) 提出書類の提出方法、提出先及び提出期限に準拠していない。
- (3) 見積額に税額を合わせた金額が本業務の提案上限額を超えている。
- (4) 提案内容が要求仕様書及び機能要件一覧で示された要件を満たしていない。ただし、企画提案書内で要件を満たせない理由等を説明し、代替案等を提示している場合を除く。
- (5) 審査の公平性を害する行為が認められた。
- (6) 提案にあたり著しく信義に反する行為が認められた。
- (7) その他、本要領において規定した条件を満たしていない。

2 0 特記事項

(1) 個人情報の保護

本業務の受注者は、業務の実施に際し個人情報の取扱いについては、「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(2) 秘密保持

本プロポーザルに関して開示した情報（公知の事実を除く）を、本プロポーザル目的以外に使用、または第三者に開示もしくは漏洩してはならない。また、そ

のための必要な措置を講ずること。

(3) 契約不適合責任

本業務の引き渡し完了後1年以内に提案内容、要求仕様書、機能要件一覧及び企画提案書等との不一致及び不備が発見された場合は、無償で是正措置を行うこと。

(4) 再委託の禁止

受注者は、本業務を第三者に再委託してはならない。ただし、本業務の一部であって、かつ、書面により事前に申請し発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。

(5) 著作権の帰属

本プロポーザルにて提出された企画提案書等に係る著作権は提案者に帰属する。また、企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

(6) 費用弁償

本実施要領にて要求する書類の作成、提出及びプレゼンテーション等に要する費用は、すべて参加事業者の負担とする。

(7) 参加報酬

本プロポーザルに係る発注者からの参加報酬はないものとする。

(8) 開示請求への対応

提出書類について安城市情報公開条例（平成12年安城市条例第49号）第6条に基づく開示請求があったときは、一般社員の氏名及び経歴、見積の詳細な積算内容等、同条例第7条各号に規定する非開示情報を除き、原則としてこれを開示することとなるので、非開示としてほしい情報がある場合は、あらかじめ、非開示としてほしい項目及びその理由を書面で提出すること。ただし、当該項目及び理由が同条例第7条各号に該当すると認めがたい場合は、開示することがある。

(9) その他

本市は、環境への負荷の少ない人と自然とが共生することができる地球にやさしい環境都市の実現を図っています。提案者においてもできる限り環境に配慮して業務を執行するようお願いします。

2.1 連絡先

〒446-8501 愛知県安城市桜町18番23号
安城市上下水道部水道業務課料金係（西庁舎1階）
TEL：0566-71-2284（直通）
FAX：0566-76-3436
メール：suidogyomu@city.anjo.lg.jp